

平成 2 8 年第 2 回定例会（9 月議会）

農林水産委員会提出資料

（所管事項関係）

平成 2 8 年 9 月 1 5 日

農 林 水 産 部

目 次

1	ツキノワグマの農作物等被害防止対策について	[水田総合利用課]	-----	1
2	平成30年産以降の需要に応じた米生産について	[水田総合利用課]	-----	3
3	全国豊かな海づくり大会の開催決定について	[水産漁港課]	-----	5
4	秋田県木材利用促進条例に基づく 「木材の利用の促進に関する指針」の策定について	[林業木材産業課]	-----	6
5	オリンピック・パラリンピック関連施設への 県産木材の供給に向けた森林認証の取得について	[林業木材産業課]	-----	7

1 ツキノワグマの農作物等被害防止対策について

水田総合利用課

1 農作物等の被害状況

- 野生鳥獣による農作物被害（H26）は、全国で約191億円、東北で約17億円（全国比率8.8%）、本県では57百万円（同0.3%）となっている。
- 本県における今年度8月までのツキノワグマによる被害件数は287件で、過去6年平均の2.4倍となっている。
- 被害額は15百万円で、うち果樹・野菜が60%を占めている。
- 秋にかけて餌を求めてクマの出没頻度が高まることが予想され、今後、収穫期を迎える果樹等への被害や農作業中の人身事故の発生が懸念される。

【ツキノワグマによる農林水産物被害額の推移】

（単位：千円）

年度	計	農作物被害	稲	果樹	飼料作物	野菜	その他	畜林産等被害 ※	被害件数 (件)
H22	21,416	19,819	2,491	11,675	2,087	1,772	1,794	1,597	118
H23	19,386	18,228	781	11,293	2,631	2,126	1,398	1,158	91
H24	23,901	17,211	3,630	10,353	1,510	1,718	0	6,690	134
H25	13,988	12,169	1,686	7,279	1,361	1,798	45	1,819	87
H26	27,354	17,888	1,097	14,099	1,229	1,457	6	9,466	176
H27	9,137	7,317	398	5,892	68	956	2	1,820	108
H28	14,963	12,035	2,048	6,472	491	2,828	197	2,928	287

※ 林産物（栗等）、畜産（鶏、養蜂等）、水産（アユ等）。 ※ H28は8月末現在までの累計。

※ 四捨五入の関係で合計値が一部一致しない。

2 農作物等の被害防止対策

- 8月26日に関係機関（県、市町村、警察、猟友会、等）で構成されるツキノワグマ被害防止連絡会議を開催し、次の被害対策に取り組むこととした。

《対策1》被害防止体制等の整備

- ・ 秋田県ツキノワグマ被害防止連絡会議の設置
- ・ 緊急対策会議（人身被害等が発生した場合）の設置

《対策2》県民に対する注意喚起

- ・ 出没警報制度の創設
- ・ ウェブサイトや広報紙など、多様な手段を活用した県民への周知

《対策3》人身被害等への対応

- ・ 県警によるパトロールの強化
- ・ 迅速な入山禁止等の措置
- ・ 迅速なクマの駆除

《対策4》狩猟者の育成・確保

- ・ 狩猟者の育成強化
- ・ 狩猟者の確保
- ・ 秋田県猟友会への支援

《対策5》クマ出没抑制と農作物の被害防止（農林水産部所管）

- ・ 市町村被害防止計画の策定と国補助事業の活用

■ 被害防止計画は、22市町村で策定済みとなっており、うち19市町村は計画の対象鳥獣にツキノワグマを選定している。

■ 計画未策定の3市についても、出来るだけ早期に計画を策定するよう働きかけていく。

■ 市町村に対し、国の「鳥獣被害防止総合対策交付金」の活用を促し、果樹園等への電気柵設置や有害捕獲等を適切に実施できるよう支援する。

■ 市町村職員や猟友会員等を対象に、被害防止対策に関する研修会を10月に開催する。

- ・ 森林整備の促進

里山における広葉樹林の更新や間伐等の森林整備により、クマが人里に出没しにくい環境づくりを推進する。

- ・ クマのエサの除去

農家に取り組むべき被害防止対策として、放任果樹園対策や家畜飼料の保管管理の徹底等の内容を、県のウェブサイトや市町村等を通じて周知を図る。

【国の鳥獣被害防止総合対策交付金による支援】

鳥獣被害防止特措法に基づき市町村が作成する被害防止計画に基づく地域ぐるみの取組を支援

＜ソフト対策＞

① 担い手確保

鳥獣被害対策実施隊の設置（狩猟者、農業者、市町村職員等）
地域リーダーの育成研修会の開催

② 生息環境管理（地域ぐるみの防止対策）

野生鳥獣のエサ場の除去や緩衝帯等の整備活動

③ 鳥獣の捕獲駆除

捕獲や追い払い活動に係る経費の支援

＜ハード対策＞

① 侵入防止柵や檻の設置

電気柵や檻の設置費用への補助

② 捕獲技術高度化施設

射撃場の整備・充実に対する補助

③ 捕獲鳥獣の食肉利用のための処理加工施設

施設整備に対する補助

2 平成30年産以降の需要に応じた米生産について

水田総合利用課

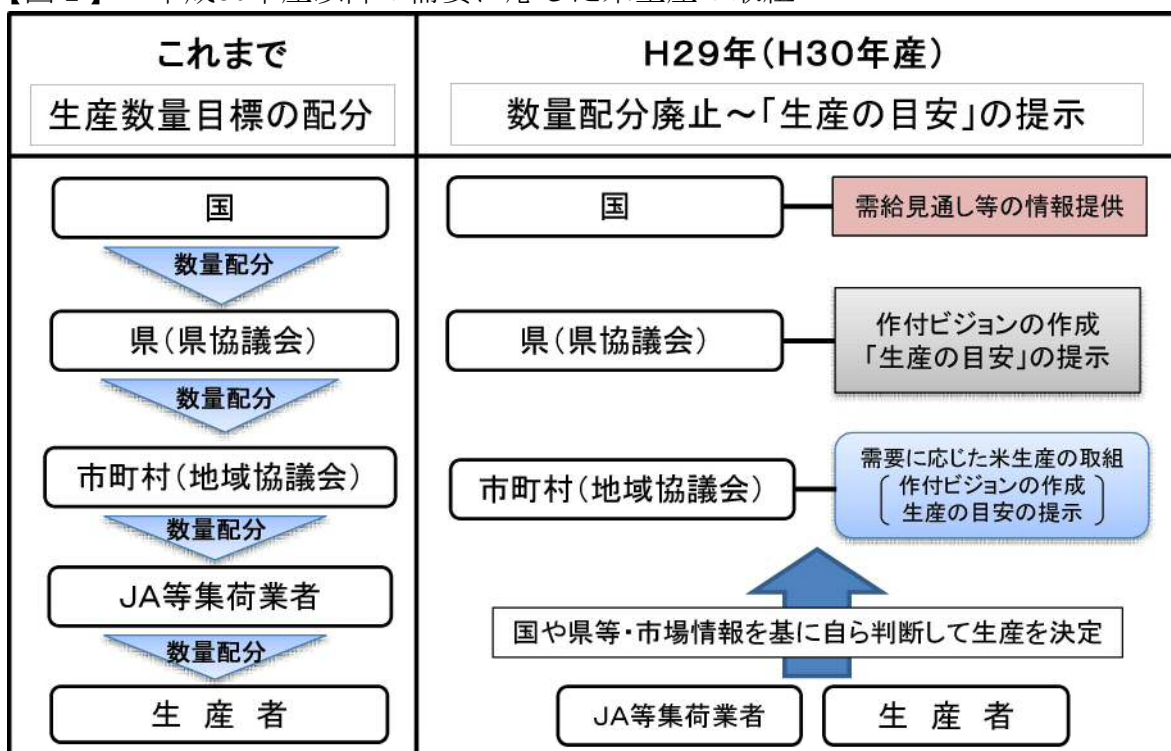
1 背 景

国は、平成25年11月、農政改革の柱の一つとして、平成30年産以降は行政による生産数量目標の配分に頼らず、生産者や集荷業者・団体が中心となり、需要に応じた生産を行うことを内容とする米政策の見直しを決定した。

2 基本的な考え方

- 県段階では、当面の間、国全体の需給見通し、県産米の在庫や売れ行き状況等を踏まえ、県全体での生産振興の考え方や生産の目安を提示する。
- 市町村段階では、県全体の生産の目安等を基に、需要に応じた米生産に主体的に取り組む。
- 農業者やJA等では、国や県、市場の情報を基に、それぞれの経営判断や販売戦略に基づき、作付面積や生産・販売量を決定する。
- JA等の集荷業者においては、新たな販路開拓や契約栽培の拡大など、実需と結びつけた販売強化等に取り組む。

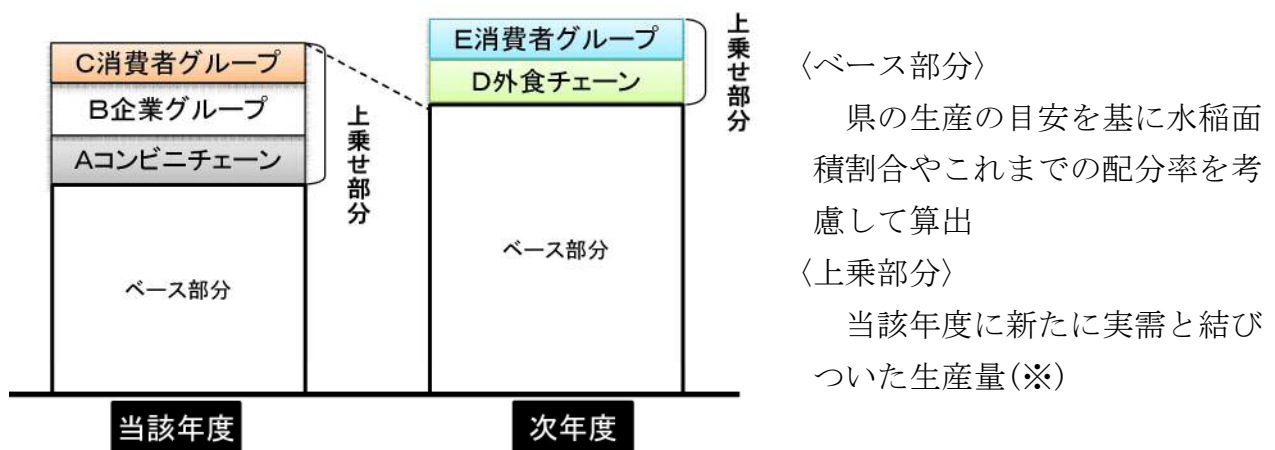
【図1】 平成30年産以降の需要に応じた米生産の取組



3 具体的な取組

- 平成27年4月、平成30年産以降の対応を検討するため、県農業再生協議会内に「需要に応じた米生産に関する専門部会」を設置した。
- 今年度第1回の専門部会で、県の基本的な考え方を提示するとともに、その後、ブロック別会議を開催し、各地域農業再生協議会と意見交換を行っている。
- 今年度は、さらに数回にわたり専門部会を開催し、次のことに取り組む。
 - ・ 生産の目安の提示方法や県産米に関する情報提供のあり方について検討
 - ・ 需要動向の把握や市場情報の見方等に関する勉強会の開催など

【図2】 市町村段階（地域再生協議会）での生産の目安（イメージ）



※実需と結びついた生産量の例

- ・ コンビニや外食チェーンなどの中食・外食向けの契約栽培的な数量
- ・ 巨大胚芽米や香り米などの特定需要向けの数量
- ・ 生協などの独自基準に基づき生産される数量
- ・ 種子、酒造好適米、学校給食、ふるさと納税返礼品等などの数量

3 全国豊かな海づくり大会の開催決定について

水産漁港課

本県開催を招致していた「全国豊かな海づくり大会」について、主催者である「豊かな海づくり大会推進委員会」より、9月1日付けで通知があり、平成31年度の大会開催が正式に決定した。

1 大会の概要

(1) 趣 旨

水産資源の保護・管理と環境保全の大切さを広く国民に訴えるとともに、つくり育てる漁業の推進を通じて、漁業の振興と発展を図る。

(2) 主 催

豊かな海づくり大会推進委員会、秋田県（後援 農林水産省、環境省）

(3) 行 事

①式典行事（功績団体表彰、開催県メッセージ、大会決議等）

②放流行事（稚魚放流、地元漁船による歓迎パレード等）

③関連行事（歓迎レセプション、企画展示、地元農林水産物のPR等）

(4) 時 期

秋季（2日間）

(5) 参加者

式典行事 1,000名程度、放流行事 500名程度、関連行事 数万人

2 今後の対応

万全の体制で大会を運営できるよう、漁業関係者をはじめ関係団体等と協議・調整しながら、次のスケジュールにより準備を進めていく。

(1) 準備委員会の設立（平成28年度）

農林水産部長を委員長とする準備委員会を設立し、次の業務を推進。

- ・基本構想（案）の策定
- ・大会テーマの募集、啓発活動 など

(2) 実行委員会の設立（平成29年度）

準備委員会を解散後、速やかに知事を会長とする実行委員会を設立し、次の業務を推進。

- ・基本計画（案）の策定
- ・大会テーマ及び開催会場の決定
- ・様々な県民運動の展開 など

4 秋田県木材利用促進条例に基づく「木材の利用の促進に関する指針」の策定について

林業木材産業課

秋田県木材利用促進条例に基づく「木材の利用の促進に関する指針」について、策定状況は次のとおりである。

1 指針の検討体制

条例第12条に基づき設置した秋田県木材利用促進委員会において、幅広く意見を聴きながら策定作業を進めている。

- ・ 委員会は、森林所有者、木材産業事業者、建築関係事業者等で構成
- ・ 8月24日に第1回委員会を開催

2 指針（素案）の概要

(1) 木材の利用の促進

- ・ 木材に関する情報発信や木とふれあうイベントの開催などウッドファースト県民運動の展開
- ・ 子供を対象とした木育活動の促進

(2) 県産木材の利用の促進

- ・ 公共施設や一般住宅、土木分野での木材の優先利用の促進
- ・ 品質の確かな製材品等を低コストで生産するための木材加工施設の整備
- ・ 内装材や木製家具等の製品開発の促進

(3) 県産木材製品の国内販売及び輸出の促進

- ・ 首都圏での商談会や見本市等の開催による県外の住宅での需要拡大
- ・ 海外での市場調査や展示会出品等によるプロモーション活動

(4) 技術の開発

- ・ 秋田県立大学木材高度加工研究所での技術開発の促進
- ・ 異業種連携等による新たな複合木質部材の開発の促進

(5) 人材の育成

- ・ 合板や集成材等に加え、C L T等新たな木質部材の利用にも通じた人材の育成

3 今後のスケジュール

H28. 10月	指針（案）の策定及びパブリックコメントの募集
12月	木材利用促進委員会（第2回）の開催
H29. 2月	2月県議会へ報告
3月	指針の決定及び公表

5 オリンピック・パラリンピック関連施設への県産木材の供給に向けた森林認証の取得について

林業木材産業課

東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、官民一体となって秋田スギ等のブランド力の向上を図るため、県産木材の供給に向け、県有林や製材工場等において森林認証の取得を推進している。

1 森林認証の状況

(1) 県有林

丸太生産が可能な県有林（スギ）について、6月30日に森林認証を取得。

- ・ 場 所 12市町24箇所 1,895.49ha
- ・ 認証制度 S G E C（緑の循環認証会議）

(2) 製材工場

県内の主要な製材工場を有する4社が手続きを進め、8月末までに3社が森林認証を取得し、残る1社も認証機関で審査中。

- ・ 認証取得 7月22日 東北木材株式会社(能代市)、株式会社門脇木材(仙北市)
8月18日 秋田製材協同組合(秋田市)
- ・ 審査中 株式会社沓澤製材所(大館市、9月末認証予定)
- ・ 認証制度 S G E C（緑の循環認証会議）

(3) 集成材工場

7月末までに3社が森林認証を取得。

- ・ 認証取得 秋田グルーラム株式会社(大館市)、株式会社宮盛(五城目町)
菱秋木材株式会社(能代市)
- ・ 認証制度 S G E C（緑の循環認証会議）、P E F C（森林認証プログラム）
F S C（森林管理協議会）

2 今後の対応

県有林における丸太生産から製材、集成材に至るまで、認証制度で求められている管理を確保した製造が一貫して行われるよう、引き続き、認証工場と情報共有しながら調整を進めていく。

【参考】森林認証

- 森林が持続可能な方法で適切に管理されていることを、利害関係者から独立した第三者機関が評価・認証する制度。
 - ・ 認証制度には、SGEC(緑の循環認証会議)、PEFC(森林認証プログラム)、FSC(森林管理協議会)がある。
- オリンピック・パラリンピック関連施設の一部については、使用する木材を森林認証を得た森林から調達する計画が示されている。